

令和5年度（2023年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

商 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

## 令和5年度（2023年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	商	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

### 問題1（10点）

株主の有限責任の原則について、条文を指摘しつつ、その長所と短所について述べよ。

### 問題2（15点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。なお、[問い]（1）と（2）は、独立した問題である。

X株式会社の代表取締役であるYは、X株式会社より、取締役の報酬金として年1000万円を受領していた。

[問い]

（1）Yが受領していた報酬金については、定款、株主総会の決議及び当該決議に代わる全株主の同意のいずれもなく、Yは、勝手にX株式会社から当該報酬金を受領していた。しかしYによってX株式会社の業績は極めて良好となり、当該報酬金以上の利益をX株式会社にもたらしていた。

この場合、X株式会社は、Yに対し、報酬相当額の返還を請求することができるか。①Yに報酬請求権があるか、②X株式会社に返還請求権が認められるかにつき、判例を踏まえて、それぞれ述べよ。

（2）Yは株主総会の決議により報酬金を正当に受領していたが、年齢を重ね、判断力もかなり衰えてきた。そこでY以外のX株式会社の取締役らは取締役会において、Yの代表権を外した上、非常勤の取締役に職務を変更しそれに伴い、X株式会社の株主総会において、Yを無報酬とする旨の決議をした。そしてその後、Yは任期満了により退任することとなった。

Yは、代表取締役であれば受領することができたはずの報酬金につき、X株式会社に請求することができるか、判例を踏まえて述べよ。

以上